

高校生世代ライブコンテスト企画・運営
管理業務委託に係る仕様書（企画提案
時）

クリエイティブ福岡推進協議会
（福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課）
令和8年2月17日

本仕様書は高校生世代ライブコンテスト企画・運営管理業務委託（以下「本業務委託」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、委託者と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 業務名称

高校生世代ライブコンテスト企画・運営管理業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 事業の目的及び概要

クリエイティブ関連産業の振興を通じて地域経済の発展を目指すクリエイティブ福岡推進協議会（以下「協議会」という）では、高校生世代の学外での活動を支援することで、卒業後も音楽活動を続ける人材を増やし、音楽アーティストを志す高校生世代の人材育成、人材発掘、音楽文化のすそ野拡大に繋げていくことを目的とした高校生世代ライブコンテストを実施するもの。

5 用語の定義

用語	定義
高校生世代	平成20年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた人 ※高校在籍の有無は問わない。

6 業務内容

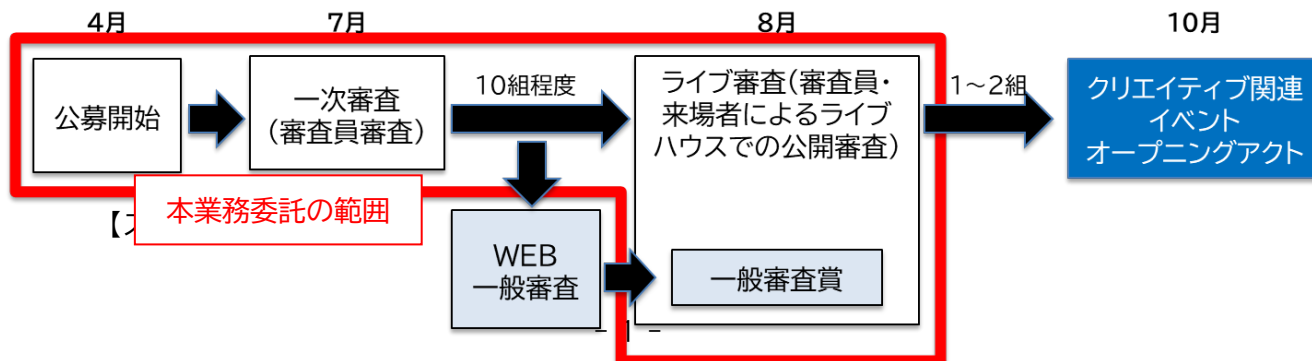
(1) コンテストの実施

【目的・概要】

音楽アーティストを志す高校生世代の人材育成、人材発掘、音楽文化のすそ野拡大を目的として、一次審査及びWEB一般投票を経て、8月頃に最大10組程度がライブハウスで高校生世代のコンテストを実施。

勝利した2組程度が協議会が別に実施する「The Creators」において演奏を披露する。

本業務委託の範囲は下図のとおり。



- ・令和8年4月頃から6月頃：参加者（高校生世代）の募集
※募集期間は事業の周知に必要な期間を考慮のうえ、2か月以上確保すること。
- ・令和8年7月頃：一次審査（審査員審査）
- ・令和8年8月頃：二次審査（ライブ審査）
※事業の目的達成に最適な日程を提案すること。（複数日程の提案も可）
※より多くの参加者が参加できるように日程を工夫すること。
※最終的な実施日については委託者と協議のうえ、決定するもの。

【開催場所】

二次審査（ライブ）の会場はライブハウスとする。事業の目的達成に最適な場所を提案すること。

【参加対象者】

構成員の2/3以上が、福岡都市圏の高校に通う生徒又は福岡都市圏に居住する高校生世代である個人又はグループ

※ジャンル・形態は広くポピュラーミュージックを対象とする。（ポップス、ロックバンド、ジャズバンド、弾き語り、DTMer等）

※委託者と協議のうえ受託者側で募集を行うこと。

※参加者は最低15組以上集めること。

【審査方法】

- ・一次審査：動画による審査員審査 10組程度選出すること。
 - ・一般審査：一次審査を通過した参加者を対象にウェブ上で一般審査を実施する。
※協議会が別に実施する「The Creators」の受託者が実施するため、円滑な実施のため連携すること。
 - ・二次審査：一次審査を通過した参加者を対象にライブハウスでの公開審査を行うこと。
※ライブハウスの入場料は無料とすること。
※参加した全ての組に対して審査員が講評する機会を設けること。
- ※審査員による審査については、適切な選定基準を設定すること。

【審査員】

以下の点を考慮し、音楽業界で活躍する著名な審査員を委託者と協議のうえ複数名選定すること。

- ・参加者の参加意欲を高めるような人
- ・参加者に対して的確なアドバイスが可能な人

【人材育成】

二次審査当日又は事前に、音楽に携わっていく上での人材育成に資する取組みを実施すること。

【特典】

優秀者等に対して以下の特典を設けること。

- ・楽曲のレコーディング、配信
- ・その他、参加学生が福岡を拠点に日本・世界に向けて活動していく上で有益な特典
例：国内外での発表機会の提供、プロデュース、様々な媒体での情報発信など、

アーティストの認知度・スキル等を上げるための施策

※その他の特典として上位の2組程度に対しては、協議会が別に実施する「The Creators」でのオープニングアクトを務めていただく想定。

※「The Creators」実施概要（予定）

日程：10月10日（土）、11日（日）

場所：UNITEDLAB（福岡市中央区大名1丁目3-36）

(2) 広報

【業務内容】

- ・参加者募集：参加ターゲットとなる高校生世代に対して事業の広報を行うこと。
- ・一般投票：投票数が増加するよう効果的な広報を行うこと。
- ・ライブ告知：参加者の親族や知人などの関係者だけでなく、広く一般客も来るような広報を行うこと。
- ・イベント終了後にホームページ上にて事後広報を行うこと。

※参加者募集、一般審査についてのホームページは別途協議会が設ける。

【企画提案項目】

提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。

【留意事項】

協議会が別に実施する「The Creators」の受託者と連携して効果的な情報発信に努めること。

(3) 事務局運営

【業務内容】

①事務局運営

- ・本事業の実施窓口として事務局業務を担うこと。
- ・委託者の求めに応じて打ち合わせ等に必要な資料を適宜作成すること。
- ・次年度の運営・広報に活用できるよう、ライブ審査においては写真及び動画を撮影すること。また、事業実施後に結果報告としてホームページ上で公開するための動画の編集を行うこと。
- ・写真一式は、電子データにより事業実施報告書と併せて提出すること。
- ・事業完了後、事業実施報告書及び収支報告書を作成し電子データで提出すること。
- ・その他、事業実施のために必要な業務を実施すること。

②全体企画・調整

- ・事業目的に資する内容の企画・提案を行うこと。

③企画・準備段階の運営体制

- ・企画・準備段階で委託者と迅速かつ綿密な協議が可能な体制を整え、事業実施に向けた適切な実施スケジュールを組み立て提示すること。
- ・事業効果を最大限に高めるため、参加者等からのニーズを捉えた企画運営ができる体制を用意すること。

- ・参加者や審査員等の関係者と適宜連絡調整を行い、円滑に運営を行うこと。

④事業実施時の運営体制

- ・運営にあたっては、本事業の円滑な運営が可能な組織体制とし、参加者、来場者の安全面にも十分に配慮した上で実施すること。
- ・運営にあたっては、従事者人数、役割分担等を明記した体制図を用意すること。
- ・事業の目的達成に最適な演出・装飾・展示・会場レイアウトを行うこと。
- ・実施にあたっては、運営マニュアルを作成すること。

⑤その他、本事業実施のために必要な業務

【企画提案項目】

提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。

7 損害賠償

- (1) 受注者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受注者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受注者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会は一切の責めを負わないものとする。ただし、福岡市及びクリエイティブ福岡推進協議会の責めに帰する場合はこの限りではない。

8 その他留意事項

- (1) 本業務は本仕様書に基づき実施することを基本とするが、本仕様書に定めのない事項または同内容を変更して実施する場合は、委託者と綿密に連絡を取り合い、随時協議のうえ実施すること。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。
- (4) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に関して必要な手続き及びそれらに係る諸費用等、本業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。
- (5) 本業務で知り得たことについては、守秘義務を負うものとする。
- (6) 常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
また、定期的に委託者と打ち合わせを行い、委託者の指示に従い本業務を遂行すること。
- (7) 不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、参加者及びスタッフ等の怪我、事故、疾病等に備え保険等に加入することを計画しておくこと。
- (8) 関係官公署への手続きが必要な場合は、必要書類を作成し、原則として手続き一切を行うこと。